

鳥取縣公報

昭和十六年二月二十八日
第一千二百一十一號

金 曜 日

本書ノ大キサハ國定規格A5列

告 示

◆鳥取縣告示第百八十四號

昭和十五年三月鳥取縣告示第百四十八號纖維品中左ノ通改正ス

昭和十六年二月二十八日

鳥取縣知事

八

田

三

郎

精製脫脂綿ノ項ヲ左ノ如ク改ム

精製脫脂綿

五〇瓦包

圓 二一

同

一〇〇〇

圓 三九

同

五〇〇〇

圓 七一

同

二、〇〇〇

圓 六五

同

脫脂綿ノ項中二五瓦包ノ行ノ次ニ左ノ行ヲ加フ

五〇

圓 一九

同

衛生綿ノ項中二五瓦包ノ行ノ次ニ左ノ行ヲ加フ

五〇

圓 一九

同

五〇

圓 一九

◆鳥取縣告示第百八十五號

價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ニ依リ指定地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ニシテ組合員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十六年二月二十八日

鳥取縣知事

八

田

三

郎

一 組合ノ名稱及地區

鳥取縣公報

每週 曜日發行

(休日ニ當ル時ハ翌日)

昭和十六年二月廿八日 第一千二百一十一號

(昭和四年四月十五日) 第三種郵便物認可

一

00877

鳥取縣石鹼販賣組合
鳥取縣一圓

二 構成員タル資格
地區内ニ於テ石鹼ノ販賣ヲ業ト爲ス者

三 統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日

(イ) 額
卸賣業者ガ化粧袋入ニテ販賣スルトキハ昭和十五年十一月十九日鳥取縣告示第九百五號卸賣價格ヲ基準トシ百匁ニ付三錢加算スルコトヲ得

(ロ) 實施ノ日 昭和十年二月二十八日

四 認可ニ附シタル條件
(イ) 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ
(ロ) 認可價格及實施ノ日ヲ組合員ノ營業所ニ揭示スベシ

鳥取縣告示第百八十六號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル曹達灰及苛性曹達ノ販賣價格左ノ通指定ス
昭和十六年二月二十八日 鳥取縣知事 八 田 三 郎

品名	單位	卸賣業者販賣價格	小賣業者販賣價格	備考
曹達灰	一噸	一六三、〇八	一七〇、九三	賣主店先渡
苛性曹達	同	二八四、九二	二九八、七四	
	二〇疋纏入	六、八八	七、一六	同

製造業者ノ倉庫ヨリノ引取運賃諸掛ヲ本表價格ニ加算スルコトヲ得

鳥取縣告示第百八十七號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケルロープ及苧繩ノ販賣價格左ノ通指定ス
昭和十六年二月二十八日 鳥取縣知事 八 田 三 郎

直徑	單位	小賣業者販賣價格	販賣價格
三分半以上	大口賣 一〇〇封度 小分賣 一〇〇封度以上	六四、四〇	八一
三分	同	六五、六〇	八二
二分半	同	六六、七〇	八四
二分	同	六七、九〇	八五
一分半	同	六九、〇〇	八六
一分	同	七〇、二〇	八八

一 ロープ及苧繩 販賣價格
一 ロープ及ターロープ(マオラン及市皮ヲ原料トスルモノ)

二 ロープ苧繩(機械製ノモノニシテマオラン及市皮ヲ原料トスルモノ)

目付 單位 販賣業者販賣價格

一貫二〇〇匁ニ付 一〇〇封度 六八、二〇

一貫四〇〇匁ニ付 同 六七、一五

一貫六〇〇匁ニ付 同 六六、一〇

一貫七〇〇匁ニ付 同 六五、〇〇

二貫目付以上 同 六二、九〇

前各表ノ價格ハ荷造費ヲ含ミ引取運賃ヲ含マザル價格トス 但シロープ及ターロープノ小分賣ノ價格ハ運賃ヲ加算スルコトヲ得

00878

00879

鳥取縣告示第百八十八號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル齒磨ノ販賣價格左ノ通指定ス
昭和十六年二月二十八日

種別	販賣價格	卸賣價格	小賣價格
齒磨ノ販賣價格	八	田	三
正味重量	八	田	三
瓦	六八	圓	一〇三
ライオン粉齒磨 (大袋)	五〇	(一打ニ付)	一〇三
ライオン潤製齒磨 (二號)	七九	(一箇ニ付)	一〇三
ライオン煉齒磨 チューブ入 (二號)	三六		一七
同 (四號)	三六		三五
クラブ粉齒磨 特大號	一〇		一八
クラブ半煉齒磨 (大罐)	六〇		一四
クラブ煉齒磨 チューブ入 (大)	七五、五		一七
同 (中)	三五、五		三三
仁丹粉齒磨 (大袋)	六八		一七
仁丹半煉齒磨 (徳用形)	七二		九
仁丹煉齒磨 チューブ入 (大形)	六〇		二二
			七五

(一) 正味重量ハ製造工場ニ於テ容器ニ填充スル際ノ重量トス
卸賣價格ハ小賣業者店先渡價格トス
包裝費ハ賣主負擔トス

鳥取縣告示第百八十九號

砂糖配給統制規則第十條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通指定ス

00880

鳥取縣告示第百九十號

砂糖配給統制規則第五條ノ規定ニ依リ左ノ通指定ス
昭和十六年二月二十八日

名和露店商組合	鳥取縣知事	八	田	三	郎
西伯郡南部露店業組合					
名和露店商組合					
西伯郡南部露店業組合					
大黒屋寄宿舎賄部					

鳥取縣告示第百九十一號

産婆登錄名簿ノ取消者左ノ如シ
昭和十六年二月二十八日

住所	鳥取縣知事	八	田	三	郎
鳥取縣八頭郡若櫻町大字若櫻七九九番次一番地					
滿洲國ニ轉住ニ依リ昭和十六年二月十日付産婆名簿取消方願出ニ對シ同月十九日取消					
高橋梅野					

鳥取縣告示第百九十二號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル箸箱ノ販賣價格左ノ通指定ス
昭和十六年二月二十八日

鳥取縣産箸箱 (クリ拔)	鳥取縣知事	八	田	三	郎
販賣價格					
(單位一個)					

00881

種別	材質	規	寸	格	法	製造業者販賣價格	卸賣價格	小賣價格
色付及木地塗	楢	二膳入	巾長	八寸三分以上	圓	、三二〇	、三四一	、四六
同	同	同	巾長	八寸二分同	圓	、一三五	、一四八	、二〇
同	同	同	巾長	七寸二分同	圓	、一二五	、一三七	、一八
同	同	同	巾長	六分五厘同	圓	、一一五	、一二六	、一七
色付(花林塗)	ブナ	二膳入	巾長	八寸三分同	圓	、三三〇	、三五二	、四七
同	同	同	巾長	一寸四分同	圓	、一四〇	、一五四	、二〇
同	同	同	巾長	一寸三分同	圓	、一三〇	、一四三	、一九
同	同	同	巾長	八分同	圓	、一二〇	、一三二	、一七
同	同	同	巾長	五分二分同	圓	、二〇〇	、二二〇	、二九
同	同	同	巾長	一寸四分同	圓	、〇八〇	、〇八八	、一一
同	同	同	巾長	七分二分同	圓	、〇七五	、〇八二	、一一
同	同	同	巾長	六分五厘同	圓	、〇七〇	、〇七七	、一〇
生地塗膠蓋	同	二膳入	巾長	八寸三分同	圓	、二八〇	、三〇八	、四一
同	同	同	巾長	一寸四分同	圓	、一一五	、一二六	、一七

00882

同	巾長	六分五厘同	、一〇五	、一一五	、一五
同	巾長	七寸二分同	、〇九五	、一〇四	、一四
子供用繪付	巾長	五分二分同	、〇九〇	、〇九九	、一三
同	巾長	六分五厘同	、〇八五	、〇九三	、一二

(一) 本表價格ハ賣主店先渡價格トス
 (二) 荷造費及包裝費ハ賣主負擔トス

◆鳥取縣告示第百九十三號

昭和十六年二月二十五日左ノ者ニ對シ動力綴摺業免許證ヲ下附セリ
 昭和十六年二月二十八日

免許證番號	住所	氏名
一、三四二	八頭郡佐治村大字森坪二二三番地	藤原 豐治
一、三四三	東伯郡上北條村大字古川澤一八五番地	西谷 重太郎
一、三四四	同 郡 同 村大字中江二三七番地	宮本 春政
一、三四五	同 郡 八橋町大字八橋三、〇九二番地	高松 貞五郎

◆鳥取縣告示第百九十四號

郡市町村農會技術員資格試驗ヲ左ノ通施行ス
 昭和十六年二月二十八日

鳥取縣知事 入田 三郎

一 願書提出期限 昭和十六年三月二十日
 一 試験日時 昭和十六年三月二十八日午前九時開始
 一 試験場所 鳥取市仁風閣

鳥取財務出張所管内ニ於テ縣稅檢査章及縣稅滯納者財產差押證票ヲ左ノ通返納並ニ交付セリ
 昭和十六年二月二十八日

鳥取縣告示第百九十五號

區分	番號	返納交付年月日	鳥取縣知事	八	田	三	郎
縣稅檢査章	八七	昭和十六年二月八日交付	所屬廳名	職名	氏名		
同	六六	同 年同月六日返納	氣高郡日置村役場	書記	長谷川	元	次
縣稅滯納者財產差押證票	五七	同	鳥取財務出張所	縣書記	岸本	幸	吉
同	六六	同	同	同	同	同	人

鳥取縣告示第百九十六號

當管内ニ於ケル健康保險產婆左ノ通異動アリタリ
 昭和十六年二月二十八日

舊開業所々在在	新開業所々在在	舊氏名	新氏名	鳥取縣知事	八	田	三	郎
鳥取市龍山 二九一番地ノ二	鳥取市吉方 二四五番地ノ九	鹿田喜久代	吉田喜久代	異動事項	氏名及開業所所在地變更			
						昭和十五年十二月二十一日		

鳥取縣告示第百九十七號

當管内ニ於ケル健康保險產婆左ノ通異動アリタリ
 昭和十六年二月二十八日

開業所々在在	氏名	鳥取縣知事	八	田	三	郎
鳥取市茶町一九番地	小林龜代子	異動事項	死	亡		
					昭和十六年一月二十五日	

鳥取縣告示第百九十八號

優良牛保留檢査左ノ通施行ス 檢査ヲ受ケントスル者ハ二月二十七日迄ニ縣廳ニ到着スル檢願書ヲ提出シ最寄檢査場所ニ於テ檢査ヲ受クベシ
 昭和十六年二月二十八日

檢査場所	檢査月日時	出場區域	鳥取縣知事	八	田	三	郎
日野郡溝口町	三月一日午前九時	日野郡一圓					
同郡根雨町	三月一日午後一時						
同郡日野上村	三月二日午前九時						
東伯郡赤碕町	三月四日午前九時	東伯郡一圓					
同郡浦安村	三月四日午後一時						
同郡倉吉町	三月五日午前九時						
氣高郡正條村	三月六日午前九時	氣高郡一圓					
同郡大正村	三月六日午後一時						
八頭郡用瀬町	三月七日午前九時	八頭郡一圓					
同郡船岡村	三月七日午後一時						
岩美郡浦富町	三月八日午前九時	岩美郡畜産組合					
鳥取市吉方	三月八日午後一時						

00885

◇鳥取縣告示第九十九號

昭和十六年ニ於ケル種牡馬ノ種付及春季配合検査左記ノ通實施ノ旨鳥取種馬所長ヨリ通告アリタリ
昭和十六年二月二十八日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

種付所又ハ種付場 名稱	所在地	種牡馬 ノ名稱	生産用 區分	種類	年齢	種付料	種付始 終月日	所屬區分	摘要
本所	東伯郡成美村	昭瑠	小格驪馬	中半	五	三月十一日	三月三十日	種馬所	
倉吉	同 郡倉吉町	寶泉	小格驪馬	中半	八	四月五日	四月二十八日	種馬所	
大高	西伯郡大高村	安定 愛香	小格驪馬	アノ系 中半	一〇 一三	四月五日	七月五日	種馬所	
八郷	日野郡八郷村	英黎	小格驪馬	アノ系	七	四月五日	七月五日	種馬所	
米澤	日野郡米澤村	亨輪	小格驪馬	アノ系	八	四月六日	七月二日	種馬所	
多里	同 郡多里村	龍寶	小格驪馬	アノ系	一四	四月十一日	六月二十九日	種馬所	
幡郷	西伯郡幡郷村	實突	小格驪馬	中半	五	四月三日	七月二十日	米子市畜産組合 西伯郡畜産組合	

備考 一 前記種牡馬又ハ他ノ道府縣ニ於テ供用セラル、種牡馬ノ種付ヲ受ケントスル種牡馬ニ付テハ配合検査ヲ行ヒ種牡馬ノ配

00886

合ヲ決定スルモノトス
前項ノ種牡馬ノ配合決定申請書ハ正副二通配合検査當日検査場ニ於テ検査員ニ之ヲ提出スベシ
二 配合検査ニ際シテハ優良種牡馬ハ指定證明書ヲ普通種牡馬ハ血統證明書ヲ持参スベシ
(二) 春季配合検査ノ場所及期日

名稱	位 置	検査期日	検査開閉時刻	摘 要
本所	東伯郡成美村種馬所構内	三月十一日	自正午前九時 至正午前	
倉吉	同 郡倉吉町倉吉種付所	三月二十日	自正午前九時 至正午前	
大高	西伯郡大高村大高種付所	三月二十一日	自正午前九時 至正午前	
大幡	同 郡大幡村家畜市場	三月二十二日	自正午前九時 至正午前	
八郷	日野郡八郷村八郷種付所	三月二十三日	自正午前九時 至正午前	
米澤	同 郡米澤村米澤種付所	三月二十四日	自正午前九時 至正午前	
多里	同 郡多里村多里種付所	三月二十五日	自正午前九時 至正午前	

彙 報

傳染病患死者署別表

昭和十六年二月中旬

報特變事



舉國一致
盡忠報國
堅忍持久

彙

報

第九十四號

鳥取縣公報 第千二百一十一號 昭和十六年二月廿八日

(第三種郵便物認可) 一三

備考 西洋數字ハ前年中ノ越ノモノ

前年	合計	溝口	黒坂	境	米子	八橋	倉吉	寶木	智頭	若櫻	河原	岩井	鳥取	赤痢	疫痢	赤痢疑似症	腸チフス	パラチフス	猩紅熱	チフテリア	流行性腦膜炎	痘瘡	
一	124	4	1	34	44		15	7			9	2	8	者患									
	107	4	1	33	38		12	4			8	2	5	治全									
	16			1	6		3	3			1		2	亡死									
二	1												1	在現									
三	215	8	6	19	33	5	22	2	2			1	17	者患									
一	47	6	2	4	14	1	15		1			1	3	治全									
二	68	2	4	15	19	4	7	2	1				14	亡死									
三														在現									
四	211	5	2	9	99	2	27	18			15	7	27	者患									
五	160	4	2	5	70	2	23	17			12	6	19	治全									
六	51	1		4	29		4	1			3	1	8	亡死									
七														在現									
八	294	4	9	16	114	9	62	11			27	2	16	者患									
九	237	3	6	14	91	5	53	9			26	16	14	治全									
一〇	51	1	2	2	21	3	9	2			1	2	8	亡死									
一一	6		1		2	1	9						2	在現									
一二	21			6	3		3				4	2	3	者患									
一三	21			6	3		3				4	2	3	治全									
一四														亡死									
一五				2	10	1	1						1	在現									
一六	15			2	8	1	1						1	者患									
一七	13				1									治全									
一八	1				1									亡死									
一九	1				1									在現									
二〇	200	8	4	6	54	6	21	5	7	5	9	4	7	者患									
二一	158	7	1	6	43	3	17	4	4	5	6	1	6	治全									
二二	39	1	1		11	2	4	1	3	2	3	3	10	亡死									
二三	3		2			1								在現									
二四	6				2		3	1						者患									
二五	2				1		1							治全									
二六	4				1		2	1						亡死									
二七														在現									
二八	2				1									者患									
二九	4				1									治全									
三〇														亡死									
三一	2				1									在現									
三二	2				1									者患									
三三														治全									
三四														亡死									
三五														在現									

鳥取縣公報 第千二百一十一號 昭和十六年二月廿八日 (第三種郵便物認可) 一二

大政翼賛會實踐要綱

- 一、臣道の實踐に挺身す。
即ち、無上絕對普遍眞理の顯現たる國體を信仰し、職分奉公の誠をいたし、ひたすら惟神の大道を顯揚す。
- 二、大東亞共榮圏の建設に協力す。
即ち、大東亞の共榮體制を完備し、その興隆を圖るとともに、進んで世界新秩序の確立に努む。
- 三、翼賛政治體制の建設に協力す。
即ち、經濟・文化・生活を翼賛精神に歸一し、強力なる綜合的翼賛政治體制の確立に努む。
- 四、翼賛經濟體制の建設に協力す。
即ち、創意と能力と科學を最高度に發揮し、翼賛精神に基く綜合的計畫經濟を確立し、以て生産の飛躍的増強を圖り、大東亞における自給自足經濟の完成に努む。
- 五、文化新體制の建設に協力す。
即ち、國體精神に基き雄渾・高雅・明朗にして科學性ある新日本文化を育成し、内は民族精神を振起し、外は大東亞文化の昂揚に努む。
- 六、生活新體制の建設に協力す。
即ち、翼賛理念に基き新時代を推進する理想と氣魄を養ひ、忠孝一本國民悉く一家族の成員として、國家理想に結集すべき科學性ある生活體制の樹立に努む。

目 次

一 國民學校教育の本旨……………	(學務課) 六頁
一 臨時農地價格統制令に就て……………	(農務課) 六頁
一 臨時農地管理令に就て……………	(同) 六頁
一 官廳の職員共済組合に就て……………	(會計課) 三頁
一 開墾と荒蕪休閒地の利用に就て……………	(耕地課) 三頁
一 傷痍軍人の旅客運賃割引について……………	(社會課) 三頁
一 有機態要素に就て……………	(農務課) 六頁

力の後銃・債國よめ求



國民學校教育の本旨

今回の國民學校では、従来の教育がやゝもすれば自由主義的、個人主義的思想の根柢に立つて居り、知的抽象に墮する弊があつたのを根本的に改正し、わが國本來の姿を基とし、世界の趨勢に鑑みて、眞の日本精神に徹した教育の實現が企圖されてゐる。

換言すれば今回の改正は、第一にわが國體に溯源せる教育の精神に徹し、一切の教育を皇國の道、即ち教育勅語に昭示し給へる臣道の修練に統一せしめることによつて國民教育の方向と趣とを明らかにし、第二に従来やゝもすれば全体的統一を缺き、全一的な具體的人格の育成から離れ勝ちであつたので、教材を統合し、新たな觀念の下に教科を設けて教育の徹底を圖り、國民精神の昂揚と國民的自覺の喚起、知識技能の啓培、體位の向上を圖り、産業や國防の根基を倍養して國力の充實を圖り、外に八紘一宇の肇國の大精神を顯現すべき次代の國民の育成を目標とし、第三に教育方法に關しては、教育を具體的實際的ならしめるため知識の徹底を期するとともに實踐を重んじ、いわゆる知行合一、心身一體としての國民の錬成を意圖し、學ぶところ總てを國民の力とし、學校を擧げて國民錬成の道場たらしめやうと期したのである。

以下新制國民學校教育の本旨について述べることをとする。

◆ 教育目的の闡明

從來でもわが國の教育の目的は「教育ニ關スル勅語」に明示し給へる聖旨を奉戴して、忠良な日本國民を育成するに在つたのであつてこの點小學校と國民學校に何等根本的の變更はないのであるが、從來とかくこの日本國民育成といふ自覺が不充分であつたし、またその精神の表現的規定の點においても不備の點が無いでなかつたので、國民學校制では、國民學校教育の本旨を

國民學校ハ皇國ノ道ニ則リテ初等普通教育ヲ施シ國民ノ基礎的錬成ヲ爲スヲ以テ目的トス
と明確に規定されたのである。

これは國民學校の教育精神と、内容と、方法を表はすものであり、教育改革の指導理念を示すもので最も重要なものであるからこゝにやゝ詳しく説明することとする

◆ 國民教育の最高原則

第一に「皇國ノ道ニ則リテ」教育を行ふことは、國民學校における教育の全般を貫く最高原則であつて、國民學校はこの原則に従つて教育を行はなければならない。

こゝに國民學校の教育が則らるべき「皇國ノ道」とは「教育ニ關スル勅語」に昭示し給へる「斯ノ道」を指すのである。

而して「斯ノ道」とは勅語に御示しになつた國體の精華(第一段)と臣民の守るべき道(第二段)との全体を指すのであり、我々臣民としては「父母ニ孝ニ」以下「以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」と示し給へるを臣民の道と解すべきであり、特に肇國の

精神を奉戴して皇運を扶翼し奉る精神と、その實踐とが中核をなすのであつて、「皇國ノ道」とは端的にいへば、皇運扶翼の道と解すべきである。

この國民學校教育の大原則から

教育ノ全般ニ亘リテ皇國ノ道ヲ修練セシメテ國體ニ對スル信念ヲ深カラシムルコト

といふ國民學校の教育方針の第一が演繹されるのである。

こゝに「皇國ノ道ノ修練」といふのは、皇國の道を明らかにし理解することは勿論大切であるが、單にそれを知識的に把握しただけでは不充分であつて、皇國の道を體得し實踐するまでに進ませること、即ち知識と實行、精神と身體とを一體たらしめることが大切であることを意味するのである。皇國の道の修練とは一言に、臣道實踐の教育を指すのである。

しかして、教育の全般に亘つて皇國の道を修練せしめるといふのであるから、それは國民學校教育の精神も、内容も、方法も、施設も、一切を包含してゐるのであるが、その中でも特に核心をなしてゐることは、萬邦無比の我が國體に對する信念を強固にすることである。皇運を扶翼し奉る大精神も、滅私奉公の至情も、皆、皇國の道の修練と、これによつて體得された國體に對する強固な信念とが基礎となつて、そこから由來するものである。

◆ 國民教育の内容

次に、「普通教育ヲ施シ」とあるのは、これは國民學校の内容を示すもので、「普通教育」とは國民全般に共通な、従つて平易な教育の意味で、この教育の上に他の一切の教育が行はれ、この

教育によつて國民的人格の基礎が築かれ、皇運扶翼の道を行ふべき基礎的の知識と技能と情操が育成されるのである。なほこの教育があるが故に國民は相互に理會し合ひ、また一致團結をなし得るのであつて、かくて萬民輔翼の基礎が築かれるのである。

尚、「初等」といふ文字を冠して、國民學校の教育が普通教育を施すにしても、その初等の部分、基礎的の部分を施すことを明示されてゐる。従つて初等普通教育は普通教育の程度を意味するのである。

以上、普通教育を形式上説明したが、次に普通教育の内容を更に具體的に展開すれば、その一は、(一)國民生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ體得セシメ、(二)情操ヲ醇化シ、(三)健全ナル身體ノ育成ニカラムルコトである。

こゝにまづ「必須ナル」といふのは、國民生活上不可缺の、しかして最小限度の意味であつて、その最小限度の標準は國力の現情、國民文化の程度によつて具體的に自ら定めらるべきものである。つて、かつては修業年限四年を以て授けられる内容が最小限度であつたのであるが、それが國力と文化の發展に伴つて六ヶ年を必要とするに至り、今回また八ヶ年に延長しなければならなかつたのである。躍進日本の現狀並びに將來の要求に即應する國民教育を施すためには、八ヶ年を必要とするのである。こゝにも、義務教育年限延長の一つの理由があるのである。

普通教育の内容の二は

我が國文化ノ特質ヲ明ナラシムルト共ニ東亞及世界ノ大勢ニツキテ知ラシメ皇國ノ地位ト使命トノ自覺ニ導クコト

00893

である。

國民教育の任務として重要なことは、わが國文化の特質、特にわが國の文化が肇國の大精神に基づき、明き、清き、直き、誠の心の國民性を根幹として形成されたもので、他に類例のない獨特の文化であつて、包容性、綜合性、發展性等の特質を持つてゐることをよく理會せしむべきである。

これと同時に國民教育は、東亞及び世界の大勢について知らしめ、特に各教科を通じて産業、國防、海洋等に關する認識を深めかくして皇國の世界的地位と使命とを自覺させ、八紘一宇の肇國の大精神を體得し、發展的な大國民の氣宇と資質との涵養に力むべきである。

國民教育の方法

第三に、「鍊成」とは國民學校教育の方法を指すもので、これは鍊磨育成の意である。

鍊成とは、兒童の陶冶性を出発點として、皇國の道に則り、兒童の内面よりの力の限り、即ち全能力を正しい目標に集中せしめて國民的性格を育成鍊磨することである。

兒童の全能力の鍊磨であるから、詰込み主義や機械的強制でもなく、また半解の知識の習得ではなく、國民的に育成するのであるから兒童本位の教育や自由主義的個人主義的の教育ではないのである。

また「基礎的」とは鍊成の程度を指すものであつて、國民學校の教育はそれ自身完成教育でありながら同時に將來の教育の基礎であり、生涯持續さるべき自己修養の根幹である。

しかし、て國民學校における普通教育も、基礎的鍊成も皇國の道に則つて行はるべきである。

要するに國民學校の本旨は、教育勅語に昭示し給へる臣民の守るべき道に則つて、國民生活に必須なる普通の知識技能を體得せしめ、國民的情操を醇化し、健全なる身體を育成して、國體に對する信念を深化せしめ、皇運を扶養し奉る國民の基礎的鍊成をなすにあるのである。



臨時農地價格 統制令に就て

去月三十日に公布になつた臨時農地價格統制令に就て、今、重要な部分の是非知つてゐなければならぬ點を略記します。

第一 本令の實施は昭和十六年二月一日を以つて始まつたのであるから、一月三十一日迄農に地の賣買讓渡を完了してゐないものは全部本令の適用を受けるから之を間違はぬ様に願ひ度い。

若し二月一日以後に於て農地最高價格(後述す)以上で賣買讓渡をなす様なことがあれば、總動員法の罰則適用を受ける。

此の賣買讓渡の完了と言ふ點が一番問題になると思ふ。勿論一月三十一日迄に登記を完了してゐるものは問題はないが

願ひ度い。

第七 農地價額の最高價額とは其の農地の賃貸價額に一定の率を掛けたるもので、即ち左の通りである。

岩美郡	三	一倍	三七倍
八頭郡	三	八	三七
氣高郡	三	六	四三
東伯郡	二	五	四三
西伯郡	二	二	二六
日野郡	二	二	二〇
鳥取市	二	五	二二
米子市	二	五	二〇

臨時農地 管理令に就て

本月一日附勅令第四百十四號を以て公布になつた臨時農地管理令に就て重要な部分を出して置きます。此の臨時農地管理令の目的は何處にあるかと申しますと、最近食糧問題が國を擧げての喫緊なる重要問題と化したに拘らず、一面時局産業の影響に因つて農地が放棄せられたり、或は潰廢される傾向が非常に多く、又工場

00894

次に登記が無くとも現に農地の引渡しを完了して、讓受人又は買受人が既に耕作してゐるとか、耕地整理に着手してゐるとか、現實に誰が見ても引渡しが終わつてゐると認めらるゝもの、或は金錢の授受が全部終了し己に農地の買受人に渡つてゐるものは効力があるが、單に口約とか又契約書とか又覺へ書きの如きものは無効である。之が令第三條の「當該農地の引渡を完了したるものに對しては影響を及ぼすことなし」の解釋である。

第二に次に農地の解釋であるが、令第二條に於て農地とは「耕作の目的に供せらるゝ土地」とあるが、之は地目は田であらうと畑であらうと將又山林、原野であらうと、現に耕作に利用してゐるものは全部之に該當する。従つて地目が山林だからと言つて自由賣買は出来ぬ譯である。

第三 賃貸價格の無い農地の賣買讓渡は面対でも其の都度地方長官の認可を要する。

第四 農地に附屬して賣買讓渡をなす習慣ある地方の探草地・井戸・溜池等は、其の面積些少にして常識的に當然附屬すべきものは勿論農地の中に含めるが、面積大にして三畝も四畝(三畝四畝と言つて限定した意味でない)附屬するものは別個に取扱ふ。

第五 小作權は農地價額より分離するを原則とする。

第六 本令の第七條に「何等の名義を以てするを問はず第三條又は第五條の規定に依る禁止を免るゝ行為を爲すことを得ず」となつてゐるから、脱法行為はよく注意して爲さない様

00895

敷地等で老大な面積が其の儘放置されてゐたり、或は又作物自体に於ても價額關係等により園藝品の如く稍々時局向きで無いものが激増する傾向に鑑み、之等を抑制する爲に此の勅令が出たのであります。之の要點を纏めて見ますと左の三點に歸着致します。

- 一 農地を漬すことの制限
- 二 耕地の遊んでゐるもの、及び現在は耕地でないが作物を作れば十分作り得る土地に對する作付けを命ずることが出来ること
- 三 作物の種類を制限して作付けの調整が爲し得ること

次に勅令の條文中重要部分の解説を致しますと

第一 農地（農地價額統制令の解釋と同じ）の所有者、賃借人永小作人等其の農地に對して權利を有するものが、農地を耕作以外の目的に供せんとするときは地方長官（農林大臣の特に定めたるものは農林大臣）の認可が得られます。然し之には條件がありまして次の場合は原則として申請が出来ませぬからよく含んで戴き度いと思ひます。

(1) 其農地を耕作以外の目的に供せんとする事業又は施設が時局に緊要ならざるもの

(2) 其の農地を耕作以外の目的に供することに因り、附近の農地又は作物に著るしく被害を及ぼす虞あるとき、又は其の農地の耕作者の生活の安定を著るしく害する虞あるとき

(3) 其の農地が國又は縣の助成を受けて作られたり改良されたもの、又は自作農創設維持事業に依り創設又は維持せられたるものなるとき

以上が農地潰廢を制限するもので令第三條の解釋であります

第二 農地を耕作以外の目的に供する爲に其の所有權・賃借權・地上權等を得やうとする者は地方長官の認可が入ります。

第三 地方長官が必要ありと認めるときは縣農地委員會又は市町村委員會をして農地の權利を有する者に對し、農地の耕作に付て作付けの勸告が出来ます。又、勸告に應じない場合には地方長官は其の農地に對し適當と認むる耕作をせしむることが出来、此の際賃貸其の他に關する措置に付て命令を出すことが出来、若し協議が調はない時は地方長官の裁定に依ることになつてゐます。

之が令第八條の解釋であります、第九條には耕作の出来る土地で放置してある所に對しても同様の命令が出来ることになつてゐます。

以上が農地にして遊んでゐるもの及び現在は耕地ではないが作物の栽培し得る土地に對する作付けの命令であります。

第四 農林大臣又は地方長官が必要ありと認めるときは、農地の權利者に對し一般的に農作物の種類地域・其の他必要なる事項を指定して作付の制限又は禁止をなすことが出来、又特定の農地の權利者に對しても農作物の種類其の他の事項を指定して作付を命ずることが出来、

之が令第十條の解釋であります、一般的と特定との解釋に就ては實際問題が起らねば説明が出来兼ねるのですが、例へば農林大臣が水田には果樹を栽培すべからずと云へば一般

00896

的になり、或數人の人達が無暗に水田へ果樹を植へる爲に、之等の人達に制限を加へれば特定と云ふことになり、之が作付け調整の命令であります。

第五 此の第三及び第四（令第八條より第十條の規定）に基く命令によりなしたる手續、及び其の他の行爲は之の農地又は耕作の目的に供することを得る土地の權利者の承繼人に就ても効力を有します。



官廳の職員共済組合に就て

判任文官、同待遇者並びに囑託、雇員、傭人等の相互救済を目的として、昨年十一月三十日勅令第八百二十七號を以て政府職員共済組合令が制定され、續いて各省に於てもこれに伴ふ職員共済組合規則を公布し、又既設のものもこれを改訂して實施せられることとなつた。これは、他の勅令に依り組織せられた共済組合の組合員、健康保険又は船員保険の被保険者等を除き、之等公職に身を奉ずる者の健康を保護し、疾病傷病其の他の事故の爲に生ずる不安を除去して獻身奉公の職責を全うせしめやうとするもので

あつて、政府の補助と組合員の掛金據出によつて共済の實を擧げやうとするものである。

組合規則の内容は各省別により多少相違のあることは當然であるが、元來政府職員共済組合に準據したものであるから大体に於て甚しい差異はない。今、本年二月一日より實施された内務職員共済組合規則について概説すると次の通りである。

△ 内務職員共済組合

これは内務省所管、他省所管、道府縣（神社）經費より俸給・給料又は手當を受くる職員の共済組合で、内務大臣が統理するものであつて、本縣にはその鳥取縣支部が設けられてゐる。以下これによつて説明する。

(一) 組合員の組合加入と脱退

鳥取縣に勤務する判任官以下の職員は全部本組合に加入することとなつたのであつて、自分の希望によつて脱退することは出来ない。但し休職中の者及び臨時の傭人で一年以上経過せぬ者は除外される。

(二) 掛 金

組合員は次の二種に別れ、その掛金は次の通りである。

甲種組合員

囑託、雇員、傭人

掛金Ⅱ 給料月額千分の十二・五

乙種組合員

判任官、同待遇者及び之に準ずる者

掛金Ⅱ 同 千分の九・四

00897

(三) 給付

甲種組合員には療養費、傷病手当金、埋葬料、分娩費、出産手当金の五種、乙種組合員には療養費のみを給付される。

1 療養費

診察・薬劑・手術・入院・看護・移送等普通一般の療養に要する費用は、療養開始後六ヶ月までその入割を標準として給付される。但し結核性の病氣については支給開始以前に六ヶ月以上組合員であつた者に限り更に六ヶ月間療養費の給付を受けることが出来る然し、一回二十圓以上の處置や手術・入院・看護婦・移送等については原則として組合の事前承認を要するし、貧血・常習便秘・腋臭・月經不順等は醫師が病氣と認めた場合に限り、雀班・面皰・近遠視眼・亂視・多汗症・不妊症は除外されてゐる。

2 傷病手当金

勤務不能となつた四日目から六ヶ月間の範囲で月給額の半分を日割として給付される。但し當人が繼續して給料の全部又は一部を受ける場合は其の限度で傷病手当金は支給されないし、又扶養家族のない組合員が入院した場合は傷病手当金は其の期間給料の十分の二に減額される。

3 埋葬料、埋葬費

組合員が死亡した時は給料月額に相當する金額、月額三十圓未満の場合は三十圓を支給する。但し埋葬料を受くべき者がない場合は、實際に埋葬を行つた者に對して埋葬費が支給される。

4 分娩費及び出産手当金

組合加入後六ヶ月を経過した女子が分娩したときは分娩費とし

て二十圓、又産前二十八日産後四十二日の範囲内に於て本人の勤務しなかつた日數に應じて給料の半額に相當する金額を出産手当金として支給される。但し缺席中も引續き給料を受けた場合は出産手当金は支給されない。尚組合脱退後六ヶ月以内に分娩した者には、脱退前引續き六ヶ月以上組合員に加入してゐた者に限り分娩費も出産手当金も共に支給される。

5 家族給付

右の外、組合員は甲種・乙種とも家族給付として、一年以上引續き組合員に加入してゐる組合員の家族（組合員同一戸籍内に在つて主としてその組合員に依つて生計を立ててゐる者）内縁の妻を含むが、病氣や怪我の爲組合の承認を受けて入院し、又は一回十圓以上を要する處置・手術等を受けた時は、其の費用の半額に當る金額を組合員に支給することになつてゐる。

(四) 注意事項

組合員の診療については共済組合と醫師會との間に契約があつて、組合員は健康保險會と同一になつてゐるから、診療や手当を受ける場合は、組合員は組合員證を示さねばならぬ。萬一急病其の他やむを得ぬ事情によつてこれを示し得ぬ場合はその旨を組合員に申出で、其の後成るべく早く提示するを要する。

組合員は普通の患者と同様の扱ひを受けるのであるが、不必要又は贅澤に亘る診療とか、學問上効能が確でないやうな特別な治療を受けることは出来ないし、又往診は自分の症狀から考へて、必要やむを得ない時だけに受けることとし、濫用を慎まねばならぬ。

00899

尚組合を脱退する際組合醫の診療を受けてゐた者は、猶引續き給付を受けられる残りの期間の治療を受けることが出来るのであるが、この場合は一應組合員證を組合に差出して必要事項の記入を受けることを要するのである。



開墾

荒蕪休閑地の利用に就て

農林省農政局耕地課長 薄 口 三 郎

目下我國の重大時局に際しまして、國民食糧の需給強化を圖ることの緊要なことは、私の申上げるまでもなく既に御承知の通りでございます。

政府に於きましては、本年度に於ける主要食糧の確保を期するために臨時米穀増産施設、其の他菜園の整理等に依りまして食糧

増産の應急的措置を講じて居りますが、更に恒久的な需給強化を圖るために其の必要な經費は、只今議會に提案致して居る次第でございます。

申すまでもなく、農地は農産物を供給する源泉でありまして、苟くも一國に於ける農地の面積が少くて、國民の主要食糧を外國に仰がなくてはならないやうな状態では、眞に國民生活の安定を期する所ではないのであります。

我國の耕地面積は如何程あるかと申しますと、昭和十四年末に於ては六百七萬餘町歩でありました。其の中水田は三百二十萬町歩畑は之より稍々少くて二百八十七萬町歩であります。

之を國土の總面積に比較致して見ますと、丁度一割六分に當つて居ります。國土利用の割合が幾何であつたならば適當であるかと云ふことは、國土に依つて一様ではないのであります。試みに諸外國に於ける國土、農地との割合を見ますと、デンマークの六割を最大と致しましてドイツ、イタリー等は四割、ベルギー、スペイン、フランス等は三割、アメリカは我國と同じく一割六分に當つて居ります。

苟くも國土の利用が適正を得まして農耕適地を完全に利用することは、農産資源を確保致し、國力を伸張する上に於て最も緊要なことであることは申すまでもないことでございます。

耕作地の面積は年々異動がありまして、其の原因は、開墾に依つて擴張されるものがあると同時に、一面に於ては耕地が宅地や工場敷地となりまして、又は道路、鐵道、河川、水路敷等になるものもありません。或は風水害や雪害等のために荒蕪地となるもの

00899

もありまして、其の結果耕地面積は絶へず變遷して居ります。耕地の位置は漸次異動しつゝあるものであります。

近年農地の擴張せられます面積は次第に減少致しまして、其の反面に於て潰される面積は相當増加を示す趨勢にあります。此の傾向は時局の影響に依りまして、益々著しい状況になつて居ります。従つて農地全体の面積は、其の増加が頗る少い状態でありまして、年に依つては寧ろ減少することもあるものであります。従つて人口の増加に伴ひ、食糧の需給關係は益々窮乏になつて参りました。

此のやうな状態でありますから、食糧の確保増産のためには出来るだけ國內に於て開墾事業を進めると共に、農耕可能な土地が利用の途も講じられずに放置されてゐるやうな空閑地は、此の際極力利用することが肝要であることは申すまでもありません。一方に於て、現在の農地を無統制に潰されることを防止するやうな方策を樹てる必要が生じたのであります。

最近總動員法に基きまして、臨時農地等管理令が制定實施されまして、農地が不當に潰廢されるのを抑制すると共に、一方空閑地を利用致しまして、食糧生産に寄與せしむる等の處置を講ずるに至つた次第でございます。

然らば、我國には今後開墾等に依りまして、農地として開發することの出来る見込地は幾何あるかと申しまするに、昭和十三年に調査致しましたところに依りますれば百六十二萬餘町歩ありまして、其の中水田となるものが四十七萬町歩、畑となるものが百十五萬町歩と云ふ相當大きな面積に上つて居ります。

さうして其の場所は、全國各地方に亘りまして約四十萬ヶ所の多きに及んで居るのであります。此の中には比較的小さな面積の開墾適地が相當に多いのであります。數百町歩、或は數千町歩に亘るやうな大規模な開墾適地も亦各地に散在してゐるのであります。

斯様な開墾適地は、近く農地開發法が施行されるやうになりますると、本法に基いて開發されることになり、其中比較的大規模なものは、農地開發營團と云ふやうな公益法人に依つて開發されることになりませう。

前に述べました百六十二萬町歩の開墾適地の外に、從來は高度的耕作限界の土地として觀念的に考へられて、殆ど農業的に顧みられなかつた所謂高原地方に於ける可耕未墾地が、尙ほ數十萬町歩もあると稱せられて居るのであります。

之等の高原地方に於きまして、山岳特有の自然的條件を利用して合理的な農業を行ひますれば、低料豊富な飼料作物等の外殆ど總ての作物の栽培が可能であるのみならず、斯る高原地帯には栽培上幾多の有利な條件を具備してゐることが近時認められて参りました。

斯る廣大なる高原地方に對し、山岳性の高原開拓計畫を速かに樹立致しますることは、轉換期に於ける日本の低地農業に對しまして再出發の進路を開くばかりではなく、高原農業に於て得ましたる經驗は、以て滿洲の開拓政策に對しても多くの示唆を提供し得るものと考へられるのであります。

尙ほ又、都市の近郊には、前にも述べましたやうに工場、宅地

00900

等の敷地でありながら、未建築の儘放置されてゐる面積も相當廣汎に及ぶものであります。人口十萬以上の都市で一團が一十坪以上の面積で、空地の總計は約一萬町歩に及んで居りますが、若し一十坪以下のものをも之に加算するならば可成り大きな面積に達することが想像せられるのであります。

若し之等の休閑地を農業上に利用するならば、此處にも亦相當の收益を擧げて國民經濟に益することも少くないのでございます。殊に之等の生産物は、都市の居住者に對し新鮮な蔬菜等を供給することをを得るのみならず、都會の生活者に對しては、土に親しむことに依つて農民精神を休得せしむる機會を與へ、學生、生徒、青少年等に對しては勤勞奉仕の適當なる場所を提供することに思ひ至るならば、休閑地の利用は單なる生産經濟に寄與するのみならず、都市の構成要素としても、亦國民教育上に於ても極めて重要な意義を有するものと思はれるのであります。

都市の周邊に於ける農業地域を出来るだけ利用して、都市の無計畫的な膨脹を防ぎ、都市の保安、衛生並に風致に貢獻しながら生産を上げる所謂生産、緑地の必要が近時著しく認識されて來ましたが、國際情勢の緊迫化に伴ひまして防空上の觀點からしても亦國土計畫の見地からしても緑地帯の造成は益々必要に迫られてゐると云はれてゐます。

近時國土計畫が各方面に於て論議せられて居りますが、我國には從來都市計畫があつて、之に對應すべき農村計畫はなかつたのであります。其處で都市計畫の概念を擴大致しまして、地方計畫から國土計畫へと發展して來ました我國の國土計畫は、衛生都

市計畫や工業地方化計畫等が國土計畫案の基準をなすやうな觀を呈して居ります。

世上傳へられてゐるものゝ多くは小都市的、重工業的イデオロギーに偏する嫌ひがあるのであります。今新日本の黎明を約束しまする國土計畫の發展に當りまして「農は國の基なり」と云ふ其の精神から、國土計畫の建設場所は決して都會ではなく田舎である。従つて國防國家体制の強化を最高目標とする日本の國土計畫を指導理念として、農民及び農業問題は他の一切の施策に先んずべきであると云ふことを深く認識する必要があると思ふのであります。

國土計畫の内容は、大東亞共榮圈確立のために主要食糧の需給重要産業の調期的發展、流出人口の扶植増加に關する根本方針を樹立すべき基礎的計畫でありまして、日滿支三國は之等の計畫を考慮しつゝあるものであります。内地計畫に於ては、地方地域に於ける國土の最高度利用が第一に考へられなければならないのであります。

工業の地方化計畫に於きましては、單に勞賃や資材が安いからと云ふだけの理由で工業の地方分散を行つて、生産力の高い肥沃な農地を矢鱈に潰してはならないことは申すまでもありません。農産物の原價採算が安いからと云ふだけの理由で、之を外地に依存したりしてはならぬと私は考へて居るのであります。

右に述べましたやうに、我國に於ける國土計畫に於ては農地の維持擴張と、農家及び農業の安定が極めて重要な課題となるのであります。殊に我國のやうに狭少なる國に於ては、一寸の土地と

00901

雖も之が利用を完からしめ、祖國の土地の上に國民生活の基礎を確立しまして、食糧の需給と民族の發展とを不可分の一体として國土開發計畫に特別の意義を持たせなければならぬと思ふのであります。

擬て開墾作業に於きましては、御承知の通り材木の伐採、根株の掘起しから土地の掘起し、及び整地、道路、水路の新設等に付きまして相當の勞力と資材と經費とを要するのであります。

政府に於きましては食糧増産の緊急性に鑑みまして、極力之が促進を圖るために諸般の施設計畫を講じて萬遺漏なきを期してゐるのであります。が、動々もすれば勞力、資材の不足の時に當りまして、荒蕪地の開墾や休閑地の利用に勤勞奉仕せられる農村の方々は勿論、學生、生徒、青少年團員諸君の勞苦は洵にお察し致します次第でございます。

併し前にも述べましたやうに、國內には尙相當廣大な未利用地があるものであります。之を速かに開發致しまして農業生産の確保増進を期することは、我國の重大時局に際しまして我々の與へられたる時代の義務であると思ふのであります。多少の無理はありまして若しも、鉄やシヤベルがなかつたならば、私共は素手を以て土をほじくつても時局を克服しなければならぬものと私は考へて居るのであります。

第一次歐洲戰爭の當時のドイツ再建の礎石は、唯單な開發利用のみにかゝつて居る。之がためには收益ある計畫のみを目標とすることは出来なかつたのであります。其處でドイツに於ては、國內に於て事實上開發の餘地あるものは總て之を開發せねばならぬ

かつたのであります。之が費用の支辨に付ては、自由經濟の範圍では到底實行することの出来ぬ程に高く、且つ負擔の重いものであつたのであります。

併し此處に其の作業を完成し得る方法は「死を以て汝の祖國を守れ」と云ふプロシヤ傳統の秩序的精神と、もう一つは勞働奉仕制があつたのであります。此の秩序的精神は我國の武士道と一脉相通するものがあると云はれてゐるところであります。

「開墾と荒蕪地休閑地の利用」に付きましては皆さんの御協力を切にお願ひ致しまして、私のお話を終りたいと存じます。(時局下の農業經營講座)を速記せるもの)



傷痍軍人の 旅客運賃割引に就て

昨年の十一月九日厚生省告示第三百五十一號を以て「傷病賜金受給者旅客運賃割引證」「軍人傷痍記章臨時受章者旅客運賃割引證發行規程」が告示せられたが、之が規程の趣旨と内容は次の如くである。

00902

◆ 制定の趣旨

昭和十四年六月軍人傷痍記章授與臨時特例が制定せられ、戰闘又は戰闘に準ずる公務若くは普通公務のために傷痍を受け、又は疾病に罹つた軍人が其の症状が固定して陸海軍病院を退院する際恩給法に依る款症以上の見込の者に限つて恩給權の確定前と雖も軍人傷痍記章を授與せられることになつたが、之等臨時特例に依り記章を授與されたる傷痍軍人は、今度鐵道省告示第二百三十六號を以て「旅客及荷物運送規則」の一部改正が行はれて昨年十月三十一日告示せられ、臨時特例に依る傷痍軍人の旅客運賃を五割引せられることになり、此の割引に必要な軍人傷痍記章臨時受章者旅客運賃割引證を昨年十二月一日から地方長官が發行し、同時に従來聯隊區司令部副官又は海軍經理部長が發行してゐた傷病賜金受給者旅客運賃割引證も、本年一月一日から地方長官が發行することになり、其の發行手續等に付ては大略左の如き趣旨の規程が制定せられた。

◆ 割引證の交付を受ける者

(一) 傷病賜金受給者旅客運賃割引證
此の割引證は従來から恩給法に依る傷病賜金を支給された者に對し交付されてゐるのである。而して傷病賜金受給者と云ふものの中には昭和七年勅令第二百五號傷痍軍人特別扶助令第一條第二號該當者や、大正十二年法律四十八號附則に謂ふ「従前の規定に依り賑恤金若くは之に相當する一時金を給せられた者」が含まれてゐるのである。

(二) 軍人傷痍記章臨時受章者旅客運賃割引證

此の割引證は昨年十二月一日から新に地方長官から發行せられるやうになつたもので、下士官兵で軍人傷痍記章授與臨時特例に依り軍人傷痍記章を授與されてゐる者に限つて交付されるのである。

◆ 發行者及び發行手續

割引證は傷痍軍人の現居住地の地方長官が之を發行するのである。即ち割引證の交付を受けやうとする場合には規程の書式に依つて作つた請求書を、本人の居住地を管轄する市町村を経由して地方長官宛提出すればよいのであつて、此の請求書を受取つた地方長官は傷痍軍人臺帳と照合して間違ひないことを確めてから請求通りの割引證が發行されるのである。従つて傷痍軍人臺帳が整備されてゐない者には割引證は交付されないこととなるから、居住地を變更した場合は必ず七日以内に居住地の地方長官に届出て臺帳を整備して貰ふやうにしなければならぬ。

尙ほ傷痍軍人療養所等保護施設内にある傷痍軍人に付ては、請求書は施設所在地の地方長官ではなく、其の者の居住地即ち傷痍軍人臺帳を管理する地方長官に提出しなければならない。

◆ 割引證發行の限度

傷病賜金受給者旅客運賃割引證及び軍人傷痍記章臨時受章者旅客運賃割引證の發行は、同一人に對して一年四枚に限られてゐる。軍人傷痍記章臨時受章者が恩給受給權確定し傷病賜金受給者になつた場合にも、其の人が其の手に交付される割引證の枚数は、軍人傷痍記章臨時受章者割引證と傷病賜金受給者旅客運賃割引證とを合せて四枚を限度とされてゐる。

00903

◆ 割引證使用上の注意

- 1 割引證の番號、使用者の氏名、年齢、發行月日は地方長官が記入して交付されるから、本人は乗車船の區間を記入するだけでよいのであるが、字句を訂正した時は認印を押して訂正したことを證明しなければならぬ。
- 2 交付を受けた割引證をなくした場合には早く手近な停車場に届出で、なくした割引證の番號、氏名、發行月日とか何日頃どの邊でなくしたかと云ふことを分る範圍内で地方長官に届出なければならぬ。
- 3 割引證は本人のみ使用し得るのであるから、之を他人に使はせたり他人のを使つたりする事は絶対にいけないのである。若し不正に使用した事が分れば其の後は一切割引證を交付されない。
- 4 割引證の有効期間は發行の日より二ヶ月であるから、若し交付を受けても使はない中に期間が過ぎてしまつたと云ふやうな場合には、之を發行した地方長官に返さなければならぬ。此の返した割引證は交付を受けた割引證の數には入らないのである。

◆ 施行の時期

軍人傷痍記章臨時受章者旅客運賃割引證は昨年十二月一日から、又傷病賜金受給者旅客運賃割引證は去る一月一日から孰れも地方長官から發行せられてゐる。

◆ 停止、擬毒の場合

傷痍記章の佩用停止及び傷痍記章の擬毒の處分を受けた者は、佩用停止の者は其の間、擬毒の者は以後割引證の待遇を受けることは出来ないことになつてゐる。

有機態窒素に就て



肥料の窒素は硝酸態アンモニヤ態及び有機態の三種があることは疊に記したが、そのうち有機態の窒素は微生物の作用を受けて分解しアンモニヤに變化し、そのまゝか或は硝酸に變化した後作物に吸収せられるものである。有機態窒素は動植物質肥料の窒素の主成分をなすもので、化學的には更に幾多の形態に分ち得るのであるが、それ等の事は省略して茲には肥料施用上特に注意すべき事項に就いて述べることにする。

先づ有機質肥料の分解に就いて述べる。有機質を分解する微生物は其の生活現象を營む爲に有機質を利用するのである。微生物体を形成してゐる有機物は約半分は炭素であつて、窒素は細菌類では約3%、微類では一乃至二平均5%位のものである。微生物は有機物を分解し其の炭素の大部分を炭酸ガスとして放出し、或は水田の如き酸素不足の状態では炭酸ガスの外、時として一部を沼氣として放出しつゝ一面炭素窒素等の化合物を自体に攝取し、有機物の分解に依つて遊離したエネルギーの一部を用ひて自分の体即ち微生物体を合成する。微生物体を構成する有機物の炭素と窒素の比率は略々一定であるから、若し分解を受ける有機物が多量の窒素を含んで居れば、一部の窒素はアンモニヤとして土壤中

00904

に残される。それで有機物中の窒素と炭素の含量の比率といふことが有機物分解の際にアンモニヤを遊離する量の多少及び速さに對して密接な關係をもつことになる。

有機物の炭素含量と窒素含量の比率即ち窒素含量一に對して炭素含量が幾らであるかと云ふことを炭素率として表すのであるが例へば炭素40%、窒素7%の大豆油粕の炭素率は五・七であり、炭素三九%、窒素〇・五%の稻藁の炭素率は七八である。普通の有機物の炭素含量は四〇乃至五〇%であつて略々一定であるから窒素含量の多い有機物は炭素率が小さいといふことになる。

有機物の炭素率の小さいもの程、即ち窒素含有量の多いもの程有機物が分解するときにアンモニヤを遊離する割合が多く、延いて作物が利用する窒素量の割合も多くなるのであるから、窒素含量の多い有機物の窒素は速効性であり、その肥効も高い筈である。稻藁、麥稈、落葉等のやうな極端に窒素含量の少ないもの、即ち炭素率の非常に大なるものは、微生物に對してエネルギー源となる炭水化合物は充分にあるが養分源となるべき窒素の含量が少ないために、斯様な有機物を土壤に施すと、微生物は土壤中に元から存在してゐたアンモニヤ或は硝酸態も体内に取り込む。依つて土壤中の有効態窒素は一時却つて減少するのである。生糞未熟堆肥等を土壤に施すと作物は窒素の缺乏に依つて生育が不良になり、所謂窒素饑餓の現象を起すのはこの理に基くのである。

然るに微生物は常に更新するもので、漸次に次の微生物に依つて分解せられると共に添加した有機物の分解が進行して炭素が炭酸ガスの形で空氣中に放出せられるから、土壤有機物は總体とし

て炭素率がだん／＼小さくなり、遂には徐々にアンモニヤを生成するに至り多少なりとも窒素の肥効を呈するやうになるものである。

水稻に肥料として生糞を施用する場合に暖地では温度が高いから有機物の分解が旺盛であると共に、又水稻の生育期間が長いから施用量が少なければ一時窒素饑餓に陥つても間もなく水稻の生育が恢復し、結局生糞でも肥効を呈するに至るが、寒地の水稻作では恢復の時期が遅れる爲に減收を免れない。勿論暖地に於ても多量に生糞を施せば有害となる。又生糞を肥料として直接用ゐる場合は病毒傳播の慮れがあるから奨励すべき事ではないが、生糞の窒素の肥効のみに就いて見れば、右の如き關係があるのである。尚ほ茲に注目すべきことは植物体の纖維部に含まれるリグニン(木質素)のことである。肥料關係の物料の中では綠地、粟稈類、野草、落葉等は多量のリグニンを含んでゐるが、土壤有機物の主要部即ち腐植質は、このリグニン自体或は多少變化を受けてゐるリグニンと、微生物が更新する際にその微生物体を作つてゐた蛋白質の一部とが結合して出来る物質である。

斯くの如き事情に依つて土壤の腐植質を増加せしむる物料としては、リグニンを多量に含む物質が意義があるのである。

斯くして生成した腐植質は微生物の作用を受けて極めて徐々に一方に炭素を炭酸ガスとして放出しつゝ一方にアンモニヤを生成するのである。此の腐植質の分解に依つて生ずるアンモニヤが地力に基づく窒素の給源に相當するのである。但しリグニンを多量

00905

に含む物質は一般に窒素含量が低い爲に結局窒素の大部分は腐植質の組成成分となり運動性になるから、施肥當年の作物に對する窒素の肥効は低いことになるが、地方の増進に寄與する所は大きい實際に於ても堆肥、厩肥、綠肥を運用すれば、自から地力が増進し、速効性肥料のみを運用してゐる場合に比べてだん／＼收量が高くなつて來る例は多數ある。

有機質肥料の肥効は分解の條件に依つて差異を生ずる。有機物の分解に關與する微生物は微類と細菌類に大別出来る。微類は同量の有機物を分解する時に細菌類よりも多量の微生物体を作る之を微生物の側から見れば微は有機物を有効に利用するといふことになるが、農業上から見ると微が有機物の分解を司れば作物の利用し得るアンモニアの生成量は少ないと云ふことになる。乾燥中窒素含有量が三〇位の綠肥では畑状態の土壤中で分解する場合、微が働けば有機物の分解は行はれるが、窒素が全部微の体の中に取り込まれるから硝酸は當分出來ないと云ふことが知られてゐる之は畑状態に於ける研究であつて、硝酸が出來なかつたのはアンモニアノ生成が行はれなかつたことを示すものであるが、この程度の窒素含量のものも細菌が働いて分解する場合には畑に於ても水田に於ても容易にアンモニアを生成するに至るのである。斯くの如く有機物が細菌に依つて分解される場合は微に依つて分解される場合に比し窒素が速効性になり易いのである。一般的に云へば細菌は反應が中性乃至微アルカリ性を好むに對し、微は酸性を好む性質があるから、石灰を土壤に施用して反應を中性乃至微アルカリ性にすれば細菌が盛んに繁殖し、微との生存競争に打勝ち

有機物は専ら細菌に依つて分解せらるゝことになる。綠肥を施用する場合に石灰を併用すれば窒素が速効性になるがその主な理由は斯くの如きことに依るのである。但し微が繁殖する場合にも有機物の分解が進めば遂に細菌が働くやうになるものであつて、結局窒素は効くのであるが、石灰を添加しなければ其の窒素の効く時期が遅くなるのである。

- 又細菌には空氣の流通のよい即ち畑状態の時に旺盛に繁殖するものと空氣の供給が極端に少ない即ち水田状態の時に活躍するものがある。前者を好氣性細菌(或は好氣菌)と云ひ、後者を嫌氣性細菌(或は嫌氣菌)と呼ぶが、好氣菌と嫌氣菌との關係は前に述べた微類と細菌類との關係に類似してゐる。即ち好氣菌は嫌氣菌よりも有機物を分解する時に多量の微生物体を作る性質があるので、好氣菌が働く場合は嫌氣菌が働く場合よりも有機物の窒素がアンモニアになり難いのである。従つて窒素含量の少ない有機物では水田に於ては最初からアンモニアが出來るが、畑に於ては當分アンモニアが出來ないと云ふ場合も生ずるのである。
- さて以上で
- 1 有機質肥料は窒素含量の多いもの程肥効が高く
 - 2 窒素含量の極端に少ないものは土壤中の有効性窒素含量を却つて減少せしむる性質があり
 - 3 同じ有機物が分解を受ける場合にも分解を司る微生物の種類が違へば有機物中の窒素がアンモニアに變化する量も亦異なること

00906

等を述べたのであるが、これ等の事情から見れば實際の圃場に於ては窒素含量が著しく低い有機物を土壤に施せば作物に悪影響を及ぼすことになる。然らば肥料として用うる場合に有機物中の窒素含量の最低量はどれ程であるべきかと云ふことが問題になる此の關係は氣候、土壤の反應、有機物の種類等に依つても異なるが乾燥中の窒素含量が二〇以下即ち炭素率が凡そ二〇以上の有機物は成るべく之を直接施用することを避け、堆肥として利用することが有効である。速成堆肥の製造に當り石灰窒素、硫酸、人糞尿等の如き窒素含有物を添加するのは、(一) 蘗稈、落葉の如き物料は窒素含量が少ない爲に微生物の繁殖が旺盛に行はれないから微生物の榮養物として窒素化合物を添加すること、(二) 製品の炭素率を小さくするのとの二つの目的から行はれるのである。

次に特別の肥料として石灰窒素に就いて述べる。石灰窒素は土壤中では先づ尿素に變化し、更に微生物の作用に依つて炭酸アンモニアに變化する。石灰窒素の主成分の化學的形態はシアンアミド石灰である。シアンアミドは植物に對して有毒であるから石灰窒素の施肥後直ちに播種、移植等を行ふことは避くべきである。石灰窒素の土壤中に於ける分解は土壤に對する石灰窒素の混合割合が少ない時、及び土壤の水分含量が多い時は順調に且つ迅速に行はれるが、之に反る時は分解が順調に行はれず、シアンアミドの生成量が多くなる。シアンアミドも亦植物に有害な物質である。以上の如き性質があるから石灰窒素は畑作に對するよりも水稲作に對して適合するのである。即ち水田では耕土全部が混和さ

れ且つ水分が多いから分解が順調に行はれるのである。但し濕田では石灰窒素が適當しない場合があるから注意する必要がある。近來石灰窒素の麥作に對する施肥法の研究が進んで來たが、蒔溝を深くし一寸五分内外覆土して播種し、或は圃場全面に散布して混和する等の方法に依れば施肥と播種の日數を著しく短縮し得る。茲に圃場全面に散布する方法はシアンアミドが硝酸の生成を妨げる性質があることを利用したものである。全面散布の場合には石灰窒素が多量の土壤に混和されてゐるから分解は順調且迅速に行はれるが、それでも尙ほ微量のシアンアミドを生成する爲に硝酸の生成が抑制せられるのである。

普通の窒素肥料であれば嚴寒の候は別として其の他の時期では畑に於てはアンモニアから硝酸が生成する。此の場合に植物の根から遠い場所では硝酸が集積し、多量の降雨があれば地下に流亡する。斯くの如きものであるから普通に行はれるやうな畦間の廣い栽培条件下では普通の肥料を全面に散布して混和すれば畦間に硝酸を集積し、多雨の年には窒素を無益に損失する割合が多くなるので、普通の窒素肥料の場合には基肥は蒔溝に施すのであるが石灰窒素の場合には當分硝酸が生成しないから、播種の廣い播種法を行ふ場合にも此の意味に於ける窒素損失の慮は殆どないのである。勿論そのうちに硝酸の生成が行はれるが、その時は既に根が分布してゐるから、作物によく利用せられ、窒素が無益に地下に流亡することがないのである。

00907

二月二十六日發行「週報」「宮眞週報」掲載内容左記ノ通

宮眞週報第一五七號掲載内容

特輯建國九年の滿洲國

表紙 協和會少年團員

建國第九周年の春を迎へる建國忠靈廟

滿洲國の陸軍

滿洲國の江上軍

建國の若人——新京の建國大學

滿洲協和の今日このごろ

土の富源——鉛、亜鉛、モリブデン等重要資源の開発

鋼を産む——鞍山の昭和製鋼所

開拓の努力に實る滿洲の民族協和 (讀物)

その後の大日和村 (讀物)

南十字星を截つてわが民間航空機テイモール島への試験飛行に成功

常會の開き方 (讀物)

時間の上手な使ひ方 (讀物)

緊つてゆかう與亞奉公日 (讀物)

三月のカレンダー

その他

週報第二二九號掲載内容

住宅關係の二法案

空閑地利用の仕方

兵役法の改正

大使に昇格のアルゼンティン情勢

新春を迎へて海軍作戦の戦果

前線だより

紀元二千六百年祝典記念章

青少年學徒の増産運動

昭和十六年二月廿八日印刷
昭和十六年二月廿八日發行

發行所 鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣高郡大正村大字古海
鳥取刑務支所